

総社市告示第16号

総社市口座振替収納事務取扱要綱（平成17年総社市告示第5号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月19日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>(取扱金融機関)</p> <p>第4条 取扱金融機関は、総社市財務規則(平成17年総社市規則第38号。以下「財務規則」という。)第2条第10号に規定する指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関<u>並びに総社市下水道事業会計規則(令和2年総社市規則第21号。以下「下水道会計規則」という。)第4条第2項に規定する出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関とする。</u></p> <p>(振替納付の手続)</p> <p>第10条 取扱金融機関は、納入義務者の指定預金口座から納付書又は電子媒体等に記載された金額を払い出し、財務規則<u>及び下水道会計規則</u>の定めるところにより収納するものとする。</p> <p>2 取扱金融機関は、振替後指定金融機関<u>又は出納取扱金融機関</u>を経由して、口座振替領収済通知書を、<u>指定金融機関を経由したものは会計管理者に、出納取扱金融機関を経由したものは下水道事業企業出納員に送付しなければならぬ。</u></p>	<p>(取扱金融機関)</p> <p>第4条 取扱金融機関は、総社市財務規則(平成17年総社市規則第38号。以下「財務規則」という。)第2条第10号に規定する指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関とする。</p> <p>(振替納付の手続)</p> <p>第10条 取扱金融機関は、納入義務者の指定預金口座から納付書又は電子媒体等に記載された金額を払い出し、財務規則の定めるところにより収納するものとする。</p> <p>2 取扱金融機関は、振替後指定金融機関を経由して、口座振替領収済通知書を会計管理者に送付しなければならない。</p>

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。